

平成 19 年度卒業論文
ドイツのトルコ系移民と移民組織

東京外国語大学
外国語学部 南西アジア課程 トルコ語科
8594148 新井仁美

目次

序章.....	2
第一章 移民の歴史的経緯.....	4
第一節 移民問題の発生と経緯.....	4
第二節 ドイツ社会の反応.....	5
第三節 1980年代以降の状況.....	6
第二章 移民社会の形成と組織の成立.....	8
第一節 移民社会形成の背景.....	8
第二節 移民組織の設立.....	10
第三章 移民組織.....	12
第一節 移民組織の分類.....	12
第一項 スレイマンジュ.....	12
第二項 DİDİB.....	13
第三項 İGMG.....	14
第二節 各組織間の関係.....	15
第四章 現在の活動内容.....	18
第一節 組織活動全般について.....	18
第二節 教育について.....	19
第三節 その他の活動.....	22
第四節 まとめ.....	22
終章.....	25
参考文献一覧.....	26

序章

ドイツは戦後の労働力不足を補うため、1960年代から周辺諸国の外国人労働者を受け入れてきた。2006年12月の時点でドイツ国内には約729万人の外国人が暮らしている¹。これはドイツの総人口約8231万人の8.8%を占める²。また外国人労働者を出身国別に見ると、約24%がトルコ出身者であり、トルコが最大の送り出し国となっている³。

受入国側としてドイツは受け入れ開始から現在に至るまで様々な外国人労働者政策を行っているが、今もなおトルコ人⁴を始めとする労働移民がドイツ社会に融和していると言いはし難い。とりわけドイツ社会とトルコ人移民との間には宗教の違いが生む数々の問題が根強く残っている。社会状況も伴ってドイツ社会の中ではトルコ人をはじめとする外国人労働者に対して敵意を表す人々も存在し、移民達はドイツ社会からの疎外感や差別を感じている者も少なくない。そうした背景から一部のトルコ人の中には特定の地区に集住し、移民独自の社会を形成することで心の安らぎを求め、またドイツ社会の中で感じる疎外感や敵意に対抗しようという動きが出てきた。

次第に移民たちの中で考えを同じくするもの、アイデンティティを共有する者同士が集まり、組織が形成されるようになる。こうして1970年代末から多くの移民団体が活動を開始し、ホスト社会に同化できないトルコ人移民たちを支援してきた。その活動内容はドイツ社会への働きかけの他、日常生活の生活物資の支援から教育、宗教生活の援助まで多岐に渡る。

本稿では、1970年代に始まったİGMG「İslam Gemeinschaft Milli Görüş.イスラム共同体一民族の視座」や1980年代になって活動を開始した政府系のDİTİB「Diyanet İşleri Türk İslam Birliği.宗務庁トルコイスラム連合」を中心に、トルコ系移民社会の中に移民団体が生まれた経緯と、団体の性格について検証していきたい。またİGMGが現在行っている活動を具体的に取り上げ、考察していく。それにより、移民組織が移民社会にとってどのような役割を果たしているかを読み解くことが本稿の目的である。

第一章では、1980年代までのドイツの移民問題発生背景と経緯を、ドイツ政府の政策とドイツ社会の反応やそれに伴うトルコ人移民の動きを歴史的経過に沿ってまとめる。第

¹ ドイツ連邦統計局 <http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/> (2007年11月27日閲覧)

² 同上

³ 同上

⁴ トルコを出身とする移民の中には民族的にはトルコ系の移民の他、クルド系の移民も多く含まれているが、本稿ではトルコ出身の移民を全体としてトルコ人と表記する。

二章では第一章の背景を踏まえ、トルコ人移民が移民社会を形成し、組織化していく経緯をまとめる。そして第三章では DITIB や IGMG などのトルコ人移民組織の設立の経緯と性格を見ていくことで、各組織の特徴を分析することを試みる。加えて第四章では、移民組織のうち特に IGMG を取り上げ、現在行っている主な活動を見ていきたい。

ドイツのトルコ人移民組織の設立の経緯については、Jorgen S. Nielsen, *Muslims in Western Europe*⁵と内藤正典『アッラーのヨーロッパ、移民とイスラム復興』⁶を、1990年代以降については特にJoel S. Fetzer, J. Christopher Soper, *Muslims and the State in Britain, France, and Germany*⁷を参考に各組織の変遷と活動内容などをまとめた。IGMGの現在の活動についてはIGMGホームページ⁸とMilli Gazete紙⁹でのインタビューを参考にした。

⁵ Jorgen S. Nielsen, *Muslims in Western Europe*, Edinburgh University Press, 2004. (以下、Nielsen2004 と略記)

⁶ 内藤正典『アッラーのヨーロッパ、移民とイスラム復興』東京大学出版社、1996年(以下、内藤1996 と略記)

⁷ Joel S. Fetzer, J. Christopher Soper, *Muslims and the State in Britain, France, and Germany*, Cambridge University Press, 2005 (以下Fetzer, Soper2005 と略記)

⁸ IGMGホームページ <http://www.igmg.de/tr/anasayfa.html> (2007年11月27日閲覧)

⁹ Milli Gazeteホームページ<http://www.milligazete.com.tr/> (2007年12月12日閲覧)

第一章 移民の歴史的経緯

第一節 移民問題の発生と経緯 1960年代～1980年代

トルコ人が出稼ぎ労働者としてヨーロッパ各国へ移住を始めたのは1960年代からである。当時、ヨーロッパでは第二次世界大戦が終結し、戦後復興の為に労働力が不足していた為、積極的に移民を受け入れていた。西ドイツ（ドイツ連邦共和国）もまた、戦後復興の労働力不足を補う為、ヨーロッパ域内や地中海沿岸諸国と雇用協定を結び、外国人労働者を迎え入れた。その流れの中で1961年、トルコ共和国と西ドイツの間に雇用双務協定が結ばれた¹⁰。西ドイツでは、1961年にベルリンの壁が築かれたことにより、それまで頼っていた東ドイツなど東欧諸国からの労働力の移動が不可能となり労働力不足が深刻化していた。一方、国内の失業率低下を期待するトルコ政府は積極的に労働力をヨーロッパ諸国へ送り出していた。両国の利害が一致したことにより、二国間の労働力の移動は奨励され、1960年に2700人だった西ドイツのトルコ人は、増加の一途を辿り1970年には46万9200人にも達した¹¹。

しかし、1973年に起こった第一次石油危機の影響で景気が後退すると、ドイツは双務協定を破棄し、外国人労働者の受け入れを停止した。外国人労働者数を減らすことで失業率の増加を緩和しようとしたドイツ政府は、彼らに母国への帰国を奨励したが、この時トルコ人の多くは帰国よりもドイツに残ることを選択した。トルコ本国の失業はいつこうに緩和されず、多くのトルコ人は本国よりも社会保障の充実するドイツに留まろうとしたのであった。ドイツ社会の企業側もまた、熟練した既存の労働者をつなぎとめておく傾向があった。景気の低迷する中で、雇用主は本国の労働者よりも労働条件の厳しさをいとわず、安い賃金で労働力を提供する外国人労働者を好んで雇っていた¹²。

一方で、ドイツはヨーロッパ人権規約に基づいて「家族の再統合」を基本的人権として保障していたため、すでに合法的に単身でドイツに来ていた出稼ぎ労働者たちは、一斉に母国に残してきた家族の呼び寄せを開始した¹³。こうして外国人労働者の新規の受け入れ停止以降も、トルコ人の人口だけが増え続ける結果となった。ドイツ国内におけるトルコ人の人口は、1980年代初めまで急速に増え続けた。1973年に61万6000人であったトルコ

¹⁰ Nielsen 2004, p. 25.

¹¹ Ali Gitzmez, *Yurtdışında İşçi Göçü ve Geri Dönüşler*, Alanyayıncılık, İstanbul, 1983, p. 24. (以下、Gitzmez 1983 と略記)

¹² 野中恵子『ドイツの中のトルコ—移民社会の証言—』柘植書房、1993年、p. 38. (以下、野中 1993 と略記)

¹³ 内藤正典『ヨーロッパとイスラーム—共生は可能か』岩波書店、2004年、p. 12. (以下、内藤 2004 と略記)

人の数は、1980年までに146万人に増加し、更に2年後の1982年には158万人にまで達していた¹⁴。また、全外国人労働者中に占める各国出身者の割合は1967年から79年の13年間で、イタリア人は26.9%から15.3%に、スペイン人は11.9%から4.2%、ポルトガル人は1.8%から2.8%、ユーゴスラビア人は9.6%から17.3%、ギリシャ人は14.1%から6.4%と、ユーゴスラビア人をのぞいて大きく減少または微増なのに対し、トルコ人は13.2%から29.1%まで極端に増えている¹⁵。

第二節 ドイツ社会の反応

外国人労働者の受け入れが盛んに行われていた当時は、トルコ人を始めとする外国人労働者は単身でドイツへ出稼ぎに来る者が多く、彼らはあくまで一時的に国内で働く人々であり、いつかは彼らの母国へ帰るものと考えられていた。ドイツ社会の中で外国人労働者を示す際に広く使われているガストアルバイター (Gastarbeiter) という言葉がそのことを表している。ガストアルバイターとはガスト (ゲスト=お客) とアルバイター (労働者) を組み合わせた言葉であり、外国人労働者をあくまでお客と表現し、立場の一時性と、彼らの異質性を強調している¹⁶。ドイツ政府は戦後復興の一時的な労働力として外国人労働者を招いたが、彼らが定住するとは考えていなかったため、ガストアルバイターという呼び名を与えていたのである。

ドイツ・イスラム評議会の書記長 Ghulam Totakhyl は以下の記録を残している。

—— 初期の段階ではゲストワーカー達の滞在は短期間であるはずだった……雇用主たちは、「彼らは5年、10年、多くても15年間という期間働きにやってきて、お金を稼ぎ、そして本国へ帰って行くだろう。」と考えていた。しかしやってきたのは単なる労働力ではなく、独自の宗教と文化を持つ人間であった。そのうち彼らの家族もやって来て、社会的要求を行うようになった。¹⁷

彼らが家族を呼び寄せ定住するようになっても、ドイツ社会は移民たちを同じ社会を構成するメンバーとはみなさず、あくまで一時的な滞在者なのだという意図でガストアルバイターという言葉を使い続けた。移民達はこの呼称から、「本来帰るべき者」というニュア

¹⁴ Nielsen2004, p. 26.

¹⁵ Gitmez 1983, p. 24.

¹⁶ ディートリヒ・トレンハルト著、宮島喬他訳『新しい移民大陸ヨーロッパ比較の中の西欧諸国・外国人労働者と移民政策』明石書店、1994年、p. 240。(以下、D.トレンハルト1994と略記)

¹⁷ Joel S. Fetzer, J. Christopher Soper, *Muslims and the State in Britain, France, and Germany*, Cambridge University Press, 2005 p. 102。(以下 Fetzer, Soper2005と略記)

ンスを読み取り、ドイツ社会の排他性と疎外感を感じている¹⁸。

家族の呼び寄せに伴って外国人労働者とその家族が、ホスト国の社会福祉の対象となり、ドイツ政府は住宅や医療費、移民の統合を促す教育などのサービスに多額の費用を投じた。しかしこれはドイツ人にとって、本来受けられるはずだった社会福祉を外国人労働者に回されてしまったという印象を与え、移民に対する敵意を助長する結果を招いた¹⁹。雇用についても同様のことが言える。ドイツ国内の高い失業率の中で、雇用者は安い賃金で労働力を提供する外国人労働者を好んで取り入れていた一方で、職に就けない国内のドイツ人たちからはあたかも外国人労働者がその「原因」であるかのように問題視されるようになった。

第三節 1980年代以降の状況

「ローテーション・モデル²⁰」の期待に反した外国人労働者と家族の定住は、重要な社会問題として注目され、1982年に発足したヘルムート・コール内閣の公式声明によって、新政府が解決すべき4つの課題のうちの一つに掲げられた²¹。コール政権は一貫して、「ドイツは移民国ではない」という立場を保持し続けていた²²。このことは、政府の外国人労働者とその家族を、恒久的にドイツに定住するドイツ国民とは認めないという姿勢の表れであった。そして、他方でコール政権は移民をドイツに統合していくことが必要であると主張していた。

1980年代以降、ドイツ政府は、この「ドイツ社会への統合か、あるいは本国への帰国か」という2つの選択肢を移民に提示してきた²³。しかし、ドイツ政府の政策には移民の統合よりも彼らに本国への帰国をより期待している様子が表れている。1983年に政府は帰国促進

¹⁸ 内藤 2004, p. 40.

¹⁹ ルーシェン・ケレシュ、内藤正典訳「トルコからの海外移民—その政策と諸問題」内藤正典＋一橋大学社会地理学ゼミナール編『ドイツ再統一とトルコ人移民労働者』明石書店、1991年, p. 78.

²⁰ 「ローテーション・モデル」とは、外国人労働者の雇用は一時的なものであり、一定期間を過ぎると労働者を本国に帰すという政策であった。しかし、ドイツ企業構造の中では雇用主は既存の労働者の継続雇用を好み、労働許可・滞在許可の延長を推奨した。またドイツ政府側も報告書において「行政は現存する適法の労働契約と衝突すべきではなく、したがって当該ケースについては労働許可を延長すべきである」との「通常」政策を確認している。D.トレンハルト 1994, p. 243.

²¹ D.トレンハルト 1994, p. 254.

²² Nielsen 2004, p. 26.

²³ 内藤 2004, p. 48.

法を制定し、失業中の外国人と短期就労者を対象に、滞在許可や滞在権を放棄して帰国すれば、移民本人に1万5000ドイツ・マルク、子供一人につき1500ドイツ・マルクの奨励金を与えるという条件をつけ、移民に帰国を促した²⁴。さらに1986年には移民の出身国での住宅建築資金についても援助するという合意をトルコ政府との間に締結したが、もはや家族単位で定住を志向している移民たちの中ではトルコ本国よりも社会保障や医療、教育が充実していたドイツを離れる者は少なく、移民帰国の大きな流れを作り出すには到らなかった²⁵。

ドイツ政府が移民に対して統合よりも帰国を奨励しているという態度は、移民の参政権問題にも顕著に表れている。政府は統合のための政策としてドイツ語の習得と職業訓練を掲げているが、社会統合の基本となる参政権については未だ外国籍のままでは認めていない。当時、与党であったキリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟に対して、野党の自由民主党、社会民主党、緑の党の中には、移民の社会統合には移民への国籍付与または外国籍のままでの参政権の付与を主張する意見があった²⁶。これを受けて1980年代に入ってから、社会民主党が優勢であった自治体の中では生活に密着した地方参政権を定住外国人に付与するという決定がなされた。しかし連邦政府で与党であったキリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟は強く反対し、連邦憲法裁判所に提訴した。そして1990年に違憲判決が下されたのである。

この憲法裁判所の判断は、政治参加の権利はドイツ国民でなければ認められないこと、ドイツ国民とはドイツ国籍を有する者であるとの判断を示した。もっとも、憲法裁判所は、隣人として存在する移民が政治参加の権利を求めること自体を違憲と判断したわけではない。ドイツ法体系の整合性から国家権力を行使する主体は国民であることが必要であると、定住外国人には、帰化を容易にする事によって政治参加の道は開きうるとの意見を付している²⁷。移民の政治参加への道は、いかにして国籍を取得するかはその焦点を移していった。

ドイツ政府はこれに対して違憲判決と同じ1990年に外国人法を改訂し、16歳から23歳

²⁴ 内藤正典「東西ドイツ再統一のはざままで—西ドイツのトルコ人移民たちは今」内藤正典十一橋大学社会地理学ゼミナール編『ドイツ再統一とトルコ人移民労働者』明石書店、1991年、p. 29.

²⁵ 同上

²⁶ 内藤正典「トルコ人移民のまなざし」川田順造他編『開発と民族問題』岩波書店、1998年、p. 160. (以下、内藤1998と略記)

²⁷ 足立信彦「ドイツという国の生きにくさ—なぜ外国人は“ドイツ人”になれないのか、なりたがらないのか」内藤正典編『もうひとつのヨーロッパ—多文化共生の舞台』古今書院、1996年

までの移民の若者に対して国籍取得要件を緩和した。さらにその後2000年にも社会民主党、緑の党連立によるシュレーダー政権が改訂を加え、ドイツで生まれた外国人については23歳満了まで自動的にドイツ国民として扱うことを決定した²⁸。国籍とは先祖代々「血」によって継承されるという血統主義を強く打ち出していたドイツにとって、出生地主義を採用したこの決定は画期的な一歩であったが、トルコ人移民側からは帰化要件に「原国籍からの離脱」が含まれていることに不満の声があがった²⁹。

労働の現場で、あるいは日常生活の中でドイツ社会からの疎外感と敵意を経験してきたトルコ人移民は、その感情を和らげようと、何らかの帰属意識を求めていく。またトルコ人にもドイツ人にもなりきれない移民の第二第三世代の若者にとっても、アイデンティティを模索する流れがあった（後述）。この時トルコ人が接近していく文化や伝統はトルコ人としての民族的アイデンティティであったり、イスラム的な思想であったりする³⁰。その為、トルコ人たちは、あくまでトルコ国籍からの離脱を前提としたドイツ政府の姿勢を排他的と読み取り不満の声を上げている³¹。

²⁸ 内藤 2004, p. 52.

²⁹ 内藤 2004, p. 52.

³⁰ 内藤 1996, p. 116.

³¹ 内藤 1998, p. 162.

第二章 移民社会の形成と組織の成立

第一節 移民社会形成の背景

ドイツにやって来た移民の多くをムスリムであるトルコ人が占めていたため、外国人労働者受け入れ以降、ドイツ人口の中のムスリムの割合は急激に増加していった。1961年にドイツ全国で約 6500 だったムスリムの数は、1989年には 180 万人、2002年には 340 万人に達している³²。

ドイツ国内でベルリン、ケルン、ハンブルク、デュースブルク、ミュンヘン、フランクフルト、ドルトムント、ゲルゼンキルヘンといったトルコ人人口が 2 万人を超える都市には必ず、トルコ人が集住する地区があり、中でもベルリンのクロイツベルク、ハンブルグのアルトナ、ケルンの「ベイオウル地区」などは規模が大きい³³。2003 年の時点で、トルコ国籍保有者は、ドイツ全国で約 260 万人、ベルリン市には 44 万人が居住している。ベルリンは最も多くのトルコ系移民が暮らす都市である。

外国人労働者の移住が始まった 1960 年代当初からトルコ系移民は、家賃の安い地区に住まいを求めて集住する傾向があった。1970 年代に家族の呼び寄せが始まってからは更に集住は進み、トルコ様式の生活に合った移民社会が形成された。同じ文化を共有するトルコ人同士が集まれば自然とそこには、信仰実現に必要なモスクやトルコの食品、新聞雑誌を売る店が増え、地区内での会話はトルコ語が多くなる。ドイツ人から見るとこのトルコ人移民社会の形成は、ドイツ社会に対して壁を作り、社会統合の妨げとなっていると考えられていることは否めない。しかし日常生活の中でドイツ社会からの疎外感や敵意を感じていたトルコ系移民達にとって、この移民社会は少なくとも精神的安らぎを得られる場となっていた³⁴。

移民社会が形成され、ドイツ本国とトルコ系移民の間の溝が顕著になると、様々な問題が目につくようになる。子供の教育問題やイスラム文化の継承などである。移民の第一世代にとって、ドイツとはやはり出稼ぎ先であり、祖国はトルコであるという認識が強い。トルコ様式の移民社会の中に居ることで祖国を思い出し、家の中では自分達の文化を実践する。しかし彼らの子供達、つまりドイツ生まれあるいはドイツ育ちの第二世代、第三世代が増加すると、このトルコの伝統的価値観や文化が薄らいでいくという危機感が

³² Fetzer, Soper 2005, p. 102.

³³ 野中 1993, p. 62.

³⁴ 内藤 2004, p. 32.

トルコ人移民社会の中に広がってきた。幼い頃からドイツの文化の中に居た子供達は、少なからずドイツ社会の一員であると思って育つが、分別がつき、周囲のドイツ社会の反応を理解するようになると、自分が異質な存在として見られていると気づき始める。そして当のドイツ社会は、そのような異質な文化、民族に対して必ずしも好感を持っていないことにも気づくだろう。

このように移民の第二世代、第三世代の若者は、ドイツ社会の一員として社会に受け入れられることもなく、また暮らしたこともないトルコを祖国と呼ぶには不十分であった。2つの異質な文化の狭間で、アイデンティティ喪失の危機に陥ってしまうのである。これが、ドイツの外国人問題を取り上げる際にしばしば焦点となってきた「アイデンティティ危機論」である³⁵。アイデンティティの危機に悩む移民たちは当然、自分が帰属意識を持ちうる社会や集団を模索する。その一つの選択肢として、ドイツ国内で活動する移民団体が挙げられる。特にトルコ人移民団体の場合、その多くが宗教生活の援助と言う役割も果たしていたことから、ムスリム同胞の一員としての帰属意識もまた持つことが出来た。ドイツ社会からの疎外感や敵意を感じていた移民たちにとって、移民社会で活動していた各種の移民団体は身近な存在であった。また、意識を共有する者同士が集まり組織化することは、ドイツ社会や政府に対しての影響力という観点から見ると、個人のレベルと比べるとはるかに強力な発言力となり、ドイツ社会からの疎外に対抗する力ともなりえた。

第二節 移民団体の設立

移民の第二、第三世代が何らかの帰属意識を模索していたことは、トルコ人として、またはムスリムとしての意識を共有できる団体への需要を高めた。また、出稼ぎ労働者が単独で生活していた時は、彼らの宗教に関する需要は小さなものであったが、この生活単位が家族、更には移民社会と大きくなるにつれてムスリムとしての信仰実践に熱心になっていった。家族の存在によって、周囲の社会や子供の教育、健康、社会福祉に対して敏感になっていくのは自然なことである。その結果として、これらの問題解決や援助を担う団体が求められていた。

1960年代初期の段階では、移民自らの主導で数人の移民同士が特定の場所に集まっていた。大抵の場合、単に顔を合わせ雑談することが目的であった。こういった個々の座談を目的とする集団への参加者は必ずしもムスリムである必要はなく、民族や宗教、出身地による繋がりによるものも多かったが³⁶、トルコ人移民の場合多くがムスリムであるため、小さな集会所は移民共通の礼拝の場所にもなり、そこでムスリム同士での繋がりを強めてい

³⁵ 内藤 1996, p. 116.

³⁶ Nielsen 2004, p. 124.

った。始めはアパートなどの小さな空間で祈りの場を確保していたが、段々と資金を集め、より広い倉庫や店舗跡を購入し、モスクをつくっていった。ベルリンでは 2000 年までに、60 を超えるモスクと、2000 箇所以上の集会所が設置されていた³⁷。

移民の増加と共にトルコ本国の組織の傘下にある団体や政治団体の支部がドイツに移植されると、まだ規模の小さかったドイツの移民団体の多くは、これらの移植団体の組織の屋根に入り込むことで力を得、ドイツ社会への発言力を増すことが出来るようになった³⁸。その為トルコから移植された組織は、既存の団体を取り込む機会を得ることが出来た。具体的には移民たちが作ったモスクへ指導者としてのイマームを派遣したり、モスクに隣接するクルアーン学校を作り、ムスリムの子供達へ宗教教育を行うことで繋がりを確保した。こうして民間のトルコ人移民組織は、イマームを派遣し施設を整備してくれる特定の組織との関係を強めていくことになった³⁹。

後述するように、組織の性格が政府系かあるいは非政府系で違いはあるものの、トルコ人移民達は、いずれの組織との関わりを持ってても精神面からも物質面からも支援を得ることが出来た。トルコ人同士、あるいはムスリム同士の連帯感を得て、ドイツ社会で経験した疎外感を和らげ、精神的安らぎを得た。また組織は独自の具体的な活動から、職業訓練、雇用の場の提供、ハラール食品の供給、言語・宗教教育など多岐に渡る支援を提供していたため、支持者が増え、次第にその規模を大きくしていった。

³⁷ Nielsen 2004, p. 124.

³⁸ 同上

³⁹ 内藤 1996, p. 192.

第三章 移民組織

移民が日常的に利用するモスクやクルアーン学校は多くの場合、何らかの組織に属している。例えば移民たちが独自にモスクを建てた場合であっても、宗教的指導者の派遣をどの組織に依頼するかという問題が出てくる。したがって、自然とモスクなどの宗教施設は特定の組織と結びつくことが多い。決して、特定の組織に所属している移民が、他の組織が管理するモスクを利用できないというわけではない。実際モスクには様々な移民組織に属する人々が集まる。しかし、礼拝の場としてのモスクや移民の子供達を通うクルアーン学校は移民が日常的に利用する施設であり、移民は自然と特定のモスクとの結びつきを強めていく。その場合、モスクやクルアーン学校がどの移民組織によって管理されているかが問題となってくるのである。それは同時に、移民達がどの組織を選ぶかという問題であるとも言える。ここで主な組織の設立の経緯や活動内容、立場の違いをまとめることで、各組織の性格の違いを分析する。

第一節 移民組織の分類

移民組織をそれぞれの設立の経緯に着目して見てみると、主に以下の3つの特徴を挙げることが出来る。1、移民社会の中に移民独自のコミュニティを作り、自分達の需要を実現する形で組織化した民間組織。2、移民の送り出し国の既存の組織が、活動を拡大し移民の受入国に移植された組織。3、政府によって設立されたか、あるいは政府に関係した組織。これらの特徴は必ずしも一つの組織が一つの性格を持つものではなく、同時に複数の性格を持ちうる。以下、主要な移民組織について具体的に分析していく。

第一項 スレイマンジュ「Süleymancı」

移民社会の中で最も早い時期から活動を開始したのはスレイマンジュと呼ばれる人々の集団である⁴⁰。スレイマン・ヒルミ・トゥナハンの教説を伝承すること、クルアーン教室を開いて子供達に教育を行うことが主な活動である。1971年の軍事介入によって弾圧を受け、その際に国外に逃れた指導者達によってヨーロッパにおいての組織の基盤が作られた。ドイツのケルンに活動の拠点を置き、トルコ人による宗教活動の場に影響力を持たせ、ヨーロッパ各地にネットワークを拡大していった。イスラム文化センター連盟 (İslam Kültür Merkezleri Birliği) という組織を持ち、その出先機関としてドイツ各地にイスラム文化セ

⁴⁰ Nielsen 2004, p. 150.

ンターを設置し、教説の布教活動と子供達の教育に力を入れ活動している⁴¹。1981年には185のモスクと24の「同胞組織」を管理していた⁴²。

スレイマンジュのように特定の指導者の教説に従い伝承する人々の集団はトルコでは一般に「タリカット」(教団)と呼ばれている⁴³。こういった教団は個々人の精神や信仰心に重点を置いているため、政治参加や権力闘争を避ける傾向がある⁴⁴。指導者の教義を伝承するという閉鎖的な性格から、1980年代にİGMGやDİTİBなど大衆的組織が台頭して以降の活動は活発ではない。教団としての性格を持つ組織はスレイマンジュの他、ヌルジュやカプランジュなどの組織がある。

第二項 DİTİB Diyanet İşleri Türk İslam Birliği. 「宗務庁トルコイスラム連合」

DİTİBはトルコ政府系の組織であり、首相府の宗務庁から派遣される宗務官がモスクでの礼拝や信仰生活の指導を行っている。1972年、宗務庁は海外向けの宗教支援を担う支部を設立した。しかし1981年までに、ヨーロッパにおいて1000を超えるモスクが存在していたにも関わらず、海外へ派遣された宗教指導者の数は80人に留まっていた⁴⁵。1970年代の後半まで、宗務庁の管理下にあった海外のモスクはほんの一部だったのである。トルコからの労働者がヨーロッパ各地に送り出されたのが1960年代だったのに対し、トルコ宗務庁が本格的にトルコ国外での活動に力を入れ始めたのは1980年代になってからのことだった。1979年のイラン革命の成功は、イラン国内外のイスラム復興運動を活発化させる契機となったため、1980年9月に政権を握ったトルコ軍事政権は政権の強化として移民組織をコントロールすることが不可欠となった⁴⁶。ケナン・エヴレンの指揮の下、宗務庁に在外組織であるDİTİBを設置することを決定し、宗務庁の管理下にある宗務官(イマーム)のみが、宗教指導に当たるべきという姿勢をとり、国家公務員であるイマームを派遣することになった。宗務庁は1982年にドイツ支部を設立し、ケルンを中心として活動を開始した。国外で勤務するイマームの数は1980年に20人だったが、1984年には279人、1990年には607人に達している⁴⁷。

宗務庁の在外組織について規定した法令(84年布告)は、その任務を以下のように定めている。

⁴¹ Nielsen 2004, p. 29.

⁴² 同上

⁴³ 内藤 1996, p. 195.

⁴⁴ Nielsen 2004, p. 151.

⁴⁵ Nielsen 2004, p. 31.

⁴⁶ 同上

⁴⁷ 内藤 1996, p. 204.

第27条 在外トルコ国民およびトルコ系同胞に対して宗教上の課題に関して啓蒙するために、宗教教育、礼拝、病院・刑務所での宗教指導、結婚、葬儀、出生、家族内の問題および同種の問題に関して、宗教的および精神的支援を行うべく、各種の労働者の団体によって行われる宗教行為（礼拝、クルアーン教室等）と関係を保ち、これらの団体が、わが国の法の範囲内で活動することを確実にするという目的で、指導していくものとする。（以下略）⁴⁸

つまり DİTİB は、İGMG を始めとする民間の移民組織を監視するために設置された組織であった。非政府系の組織が勢力を強めることは、同時にトルコ国内での宗教勢力の政治参加を加速させる可能性を持っている。またカプランジュに見られるように、特定の指導者の教説に従う教団の中には、トルコ政府に対しても強い対抗姿勢をもつ組織も存在する。これらの組織が反政府運動として発展するのを防ぐ目的があったと考えられる。

しかし、1960年代にすでに移民へ宗教上のさまざまな業務を行う組織が必要とされていたにも関わらず、トルコ政府は20年近くもあとになってようやく活動を開始した。この政府の対応の遅れは İGMG を始めとする非政府系の組織から厳しく批判されている。

第三項 İGMG İslam Gemeinschaft Milli Görüş. 「イスラム共同体—民族の視座」

İGMGはスレイマンジュに次いで早い段階から活動を行い、現在に到るまで広範な分野で移民を支援している組織である。1995年にİGMGと改名する以前はAvrupa Milli Görüş Teşkilatı「ヨーロッパ・イスラム共同体の視座・組織⁴⁹」という名前で活動を行っていた。ドイツに限らずヨーロッパ全土で活動を行い、その内容は礼拝・クルアーン教室などの宗教生活の支援から、ハラール食品の製造・販売など多岐に渡っているため移民への影響力も強く、移民組織の中で最も重要な組織の一つと言える⁵⁰。

組織の前身は1972年にドイツのブラウンシュヴァイクで結成されたトルコの国民救済党（MSP）の青年部組織であり、当時国家救済党の党首であったネジメッティン・エルバカンを事実上の指導者としていた。1997年にエルバカンが首相を辞任し福祉党（RP）が解散するまで、福祉党の支持母体としてトルコ本国の政治と密接な関わりを持っていた⁵¹。設立当初、組織の最終目的としてトルコ本国の政教分離体制の変革を掲げていた。現在は移

⁴⁸ 内藤 1996, p. 204.

⁴⁹ 内藤 1996, p. 208.

⁵⁰ 同上

⁵¹ ネジメッティン・エルバカンは1972年に国民救済党を結成、1973年党首となったが、1980年の軍事クーデタで逮捕された。政治活動を再開した1987年から福祉党党首に就任。1996年には首相となったが、1997年軍部の圧力により福祉党政権が崩壊し、エルバカンは首相を辞任、福祉党も解散された。

民への宗教教育や職業訓練、生活物資の供給など広範な支援活動を行っている。İGMGの支部は世界各国に40箇所あり、登録されているメンバーは全体で16万人とされているが、様々な行事に参加している人を含めた潜在的な支持者は30万～40万人に達すると言う⁵²。

また、イスラム復興を志向するİGMGが急速に支持者を増やしていった背景には、第二章、第三章で見てきたようにトルコ人移民がドイツ社会の中で疎外感や敵意に晒されてきたという状況があった。特に若い第二世代、第三世代が、幼い頃ドイツ社会の一員として育ってきたにも関わらずドイツ人優先の社会に直面するという現実を分かち合おうとする時、İGMGが持つイスラムという柱とヨーロッパ全土に渡る広範なネットワークは有効に働いた。移民の若者たちに、国や民族の違いに縛られないイスラムという強い繋がりを与える事によって、ドイツ社会への同じ不安や不満を抱く者同士が意見を共有する場となった。このことは、各地のİGMGの支部において、若者や女性による団体が急激に増えたことに現れている⁵³。

İGMGの活動は宗教教育、法律関係の手続きの代行、広報、巡礼（ハッジ）の支援、ラジオ放送など多岐に渡っている（後述）。その中でも最も重要な活動の一つは、クルアーン学校での宗教教育であるが、ドイツ社会の中で育ってきた第二世代、第三世代の子供の中にはトルコ語の読み書きが不十分な子供も多い。その為、アラビア語原典からクルアーンを教えるのは難しく、実際にはイスラムの教義に基づいて各組織が道徳やイスラムの基本理念を教育する場となっている。組織ごとの独自の解釈がなされることになるので、İGMGのような政治と密接に関わる組織の場合、イスラム復興に関する独自の主張が教えられる可能性は高く、このことが政府系組織のDİTİBが懸念している点である⁵⁴。

第二節 各組織間の関係

以上のように、各移民組織はそれぞれに異なった性格を有しているため、しばしば組織間の関係が問題となる。主要な組織の中では、民間の移民組織として最大のİGMGと政府系のDİTİBは互いに牽制し合う関係にあると言える。İGMGにとって政府系組織の拡大は、移民達を組織化する上で大きな障害となる。またDİTİBにとってのİGMGは宗教勢力の温床が国外に存在することになり、監視せざるをえない。

ただ、İGMGとDİTİBの関係を完全な対立関係と言い切ることは出来ない。DİTİBのイマームたちの中にはİGMGに対し共感を抱いている者が少なからず存在するという⁵⁵。国外

⁵² 内藤 1996, p. 212.

⁵³ Nielsen2004, p. 30

⁵⁴ 内藤 1996, p. 215.

⁵⁵ Nielsen2004, p. 152.

でイマームの職に就く者は、イマーム・ハティップ養成学校または国立大学の神学部を卒業した後、最低5年間宗務庁で勤務し、派遣イマーム試験に合格する必要がある⁵⁶。本来イスラムでは公の領域と私の領域は完全に分離出来るものではない。一方でトルコ政府の管理下にあるイマームたちは、トルコ政府の世俗主義に縛られながらイスラムを説くことになる。信仰に忠実であろうとするほど、彼らが説こうとするイスラムの教義とトルコ本国の世俗主義との間には相反する矛盾が生じる。よってDİTİBのイマームの中には基本的にはİGMGに対して考えを同じくする者も多く存在するのである。

また、実際にモスクを利用する移民にとって、それがどの組織に属する施設かということとはそれほど重要問題ではなかったという点も指摘しておきたい。実際、個人のレベルでは一つのモスクに様々な組織に属す人々が集うことも少なくない。たとえモスクが所属する組織を明確にしていたとしても、他の組織からの人々が礼拝を行うことには何ら問題がない⁵⁷。1980年初期に行われた調査によってベルリンに住むトルコ人移民の3分の2近くの人々は、スレイマンジュやİGMGといった組織との関連に関心であることが明らかになった。しかし同時に、同じく移民の3分の2の人々は、子供の宗教教育が最も重要な事項だと考えていることも明らかになった⁵⁸。

モスクの場合とは異なり、宗教教育に関してはどの組織から教育を受けるかによって移民の宗教生活や考え方に大きな差異が生じうる。このことは、ドイツにおいてイスラムが宗教として公認されない一つの原因となっている。

ドイツでは個人のレベルに留まる限り信教の自由は保障されており、信仰する自由、信仰を強制されない自由が認められている。しかしドイツ政府はイスラムを公的には宗教として認知していないため、カトリック教会とプロテスタント教会、ユダヤ教会のように、信徒から教会税を徴収することが出来ない。また、公教育の場で宗教教育科目としてイスラムを教えることはできない。ドイツにおいてイスラムを公認するためには憲法を改正する必要が出てくる。ドイツ社会と移民との間に未だ多くの摩擦が存在するドイツで、ドイツ国民が憲法改正に賛成する可能性は低い。

公教育の場でイスラムを教えることが出来ないとする、ムスリムの親は子供達をクルアーン学校へ通わせようとする。クルアーン学校は多くの場合モスクに併設されており、モスクと同様にどこかの組織に属していることが多い。ここで、子供をどのクルアーン学校に通わせるかによって、ムスリムとしての立場に大きな違いが出てくる。例えば第一節で分析してきた移民組織を考えてみると、DİTİBのイマームはトルコ共和国のライクリッキ

⁵⁶ 内藤 1996, p. 204.

⁵⁷ 内藤 1996, p. 258.

⁵⁸ Nielsen 2004, p. 32.

の原則に縛られており、政教分離原則と齟齬をきたさない部分のみを教えることになる。スレイマンジュやヌルジュなどの教団は、特定の指導者の教説を伝承することになるので、教団独自の解釈によっては、宗教を政治化する可能性も否定できない。また両者ともに西欧的な文化や社会制度を拒絶する頑なな主張を持つことで知られている⁵⁹。İGMGの場合、最大目的としてトルコ本国での政教分離原則の変革とイスラム体制による政治を標榜している。その為、イスラム法にのっとりた共同体の実現を目指すという偏った教育を行う可能性は高い⁶⁰。

政府系のDİTİBは自分達こそトルコ政府とドイツ政府間の公的な連携役としての機能を担ってきたとして、トルコとドイツに住むムスリムと移民組織の代表であると主張している⁶¹。しかし、実際にはトルコとドイツのコミュニティ統合にとって、DİTİBが代表とはなっていないことは多くの批評家が指摘している⁶²。その一方で、İGMGを始めとする他の移民組織はDİTİBの政教分離に関する矛盾とトルコ政府との関係を否定する立場を取るのがある。

各組織が、こうした分裂した状況下にあるため、どのクルアーン学校に通うか更にはどの組織に属するかによって大きな差異が発生する。そして、この組織間の分裂がドイツ政府によるイスラムの認証を妨げていることは否めない。

⁵⁹ 内藤 1996, p. 262.

⁶⁰ 同上

⁶¹ Fetzer, Soper 2005, p. 120.

⁶² 同上

第四章 現在の活動内容

ここでは、民間の移民組織İGMGによって現在行われている活動について、İGMGのホームページ⁶³とMilli Gazete紙でのインタビューを参照し、具体的に見て行く。インターネット上の情報は、現代において重要な宣伝媒体として多くの人が閲覧する場であると考えられる。ここから得られる情報により、移民達がİGMGをはじめとする移民組織に対して何を望んでいたか、実際に移民組織が提供していたサービスは何か、そして組織がドイツ社会と移民社会双方にとってどんな役割を果たしていたかを読み解く。

İGMG は移民組織の中でも、極めて広範な分野に渡って移民への支援を行っている組織である。そのため、İGMG のインターネットサイトの情報量も膨大なものであった。今回は、サイト内で主要なトピックとして扱われている活動のみに限定して取り上げる。

第一節 組織活動全般について

İGMGの活動について、インターネットサイトでは次のように説明されている。⁶⁴

—— İGMG が提供している宗教的、社会的そして文化的サービスは、本部・部局・支部によるサービスによって実現されるものである。我々の提供するサービスのうち最小単位の組織は地域のモスクである。モスクは日々の礼拝を実践するために必要な場の提供とイマームの養成を目的として作られている。モスクは、女性や若者を対象とした集団の要望に応えるサービスの他、社会の中で異なる文化を尊重する目的でプログラムを開催し、全ての世代に向けた教育活動も行っている。宗教教育や家庭内の問題解決の手助けとなるプログラムも社会と共同で行っている。

İGMG のモスクは、ドイツを始めフランス、スイス、イタリアなど 11 カ国で設立されている。設立に際しては各支部が部局と協力して活動している。ドイツの 15 の都市を含むヨーロッパ各地の 30 の都市に İGMG の支部が置かれている。

İGMG の部局団体は、一方で本部と支部の間の仲立ちとしての役割を担い、時には各部局組織に関する活動を行っている支部のまとめ役ともなっている。部局団体は、特に教育サービスと宗教的サービスを調整し、文化的プログラム実践の他、イマームの調整を主導している。

ドイツにある İGMG 総本部は、組織全体のサービスを調整し、全体活動のプログ

⁶³ İslam Portalı (İGMGのホームページ) <http://www.igmg.de/tr/anasayfa.html> (2007年11月27日閲覧)

⁶⁴ İslam Portalıサイトより、筆者が要約。

ラム作成し、基本的計画を明らかにする役割を担う。このように、部局や支部が提供する宗教的サービスや、教育、社会活動において最低限度の基準を設定している。また、部局や支部が単独では実現し得ないサービスについて、部局への援助により調整している。例えば大巡礼（ハッジ）や小巡礼（ウムラ）の組織やクルバン活動、礼拝時間を知らせる「ヒジュラ・カレンダー」といったサービス分野である。埋葬行為の援助を行う葬儀基金サービスや、イマームの調整や教育も総本部によって行われている。さらに総本部は、イスラムや文化、社会に関する書籍を人々に提供する書籍団体も管理している。

İGMGはヨーロッパ 11 カ国で 514 のモスク⁶⁵を設置している。女性団体と青年団体のほか、スポーツ、文化、教育支援などの分野を合わせると、İGMGは、全体で 1833 の支部と 8 万 7000 人のメンバーにサービスを提供している。金曜礼拝に参加する信者の数も合わせると、その数は 30 万人にも達する。

第二節 教育について

İGMGは正しい教育は同時にドイツ社会への統合への道となるとし、イスラムのアイデンティティ形成と強化という側面から教育の重要性を強調している。学校教育の場では、学生と親、教師、学校経営者の関係を発展させる援助も行っている。また、イマームの養成を独自に行っている⁶⁶。

独自の青年団体や女性団体も設置されている。青年団体によると、ムスリムの若者がドイツ社会への統合を果たす唯一の道はアイデンティティを確立することにある。つまりイスラムのアイデンティティを守り、若者にイスラムの道德観を備えることが、青年団体の基本理念であるとしている。そのことを実現するため、ムスリムの若者はドイツ語の他、少なくとも母国語を正しく習得することが必要であるとし、言語教育に力を入れている。その他、若者に対しクルアーンや宗教教室を開き、スポーツ、パソコン教室、職業訓練など幅広い機会を与えている。討論の場としてセミナーや教育合宿プログラムも催されている。女性団体については、言語教育を中心に活動を行っている。移民先の国でも、トルコ本国でも教育や職業訓練の機会を得られなかった女性達へ、言語教育やセミナーを開催している。また結婚、子供の教育、健康分野における特別セミナーも İGMG の主催で行われ

⁶⁵ このうちドイツには 323 のモスクが設置されている。

⁶⁶ このことはイマームの派遣を国家が管理しようとしているトルコ政府宗務庁との間に鋭い対立を生み出している。宗務庁に対してİGMG側は、ヨーロッパでの生活経験に根ざしたイマームが必要であると主張している。内藤 1996 p. 215.

ている。

宗教教育については、IGMG の機関紙であるMilli Gazete紙⁶⁷による記事を紹介する。以下は、IGMGの導師長であるAhmet Özden氏に対して行われたインタビューの一部である⁶⁸。

—— まず、ヨーロッパ諸国の公立学校では宗教文化と道徳教育が行われていることは知っています。このほかに特別に、キリスト教徒の子供、ドイツ人の子供、ベルギーの子供達に対して宗教教育を受けさせようとした場合、どのような限界があるのでしょうか？

(Özden) まず、ドイツでは州によって多少の違いがありますが、子供たちは小学校 2 年生以降、希望すれば宗教クラスで授業を受けることが可能です。ヨーロッパ全体としては 4 年生から宗教クラスで授業を受けることが出来ます。更に、教会の民間組織による特別カリキュラムもあるので、子供達の家族が希望すれば、そこでの指導を受けることも出来ます。この件について、法律による禁止事項や制限は全くありません。

—— つまり、3 年生や 4 年生の場合、宗教教育を担当する教師が子供達へキリスト教を説明する際、希望する生徒を教会へ連れて行くということですね。国家教育省がそのことについて調査を行うことはありますか？

(Özden) いいえ、決してこのことは取調べの対象とはなりません。ドイツ憲法の第 7 条第 3 項で、家族は子供に希望する宗教授業を受けさせることが出来ると記載されています。つまりこれは憲法が保障する権利です。実際は、小学校はもちろん、幼稚園以降明確なカリキュラムが設定されており、幼稚園の子供達を教会へ連れて行きます。そこで子供達に教会を紹介し、神を紹介し、キリスト教に関する知識を与えるのです。

—— ドイツにおいて、個人が憲法で保障するこの権利を使用することについて制限を設けようという動きはありますか？つまり裁判所に訴えてこれは権利としてではなく一種の制約として使用されることの要求はなされていますか？

(Özden) いいえありません。そのようなことがあれば、必ず法律により調整されます。制限をもうけようとするれば、その組織は法の範囲で罰せられます。つまり、ここでの法律は、厳格に権利を守っています。

⁶⁷ Milli Gazeteホームページ<http://www.milligazete.com.tr/> (2007 年 12 月 12 日閲覧)

⁶⁸ Milli Gazete, 2006.6.26 より一部抜粋。(2007 年 12 月 12 日閲覧)

—— EUメンバーとなっている多くのヨーロッパの国で、トルコからやって来た何百万もの人々が暮らしています。現在これら全ての国で、人口の重要な一部としてムスリムのトルコ人や他国からのムスリムが存在しています。ヨーロッパの人々に認められているその権利は、同様に、宗教教育としてイスラム教徒にも適用されていますか？

(Özden) 現在まで何かしらの制約を経験したとは言えません。この権利は同じようにムスリムにも認められています。例えばドイツには私達 Milli Görüş (İGMG) を始めとする組織が開いているモスクがあります。この各モスクでは毎週、宗教教育、クルアーン教室を行っています。このことについて、現在まで制約や強制が行われたことはありません。

—— ドイツ人の子供が幼稚園に入園し、キリスト教に関する宗教授業を受けることが出来るならば、あなた達も幼稚園以上の子供達に特別に、そして公共の場所でクルアーン教室や宗教教育を受けさせることが出来る、子供達をモスクへ連れて行くことが出来る、このことに対して何らの制約もないということですね。

(Özden) 現在までそのような制約はありません。実際、次のことにも言及しなければなりません。時々、幼稚園から大学まで様々な教育機関が、クラスや学校単位の集団として、ヨーロッパの様々な地域でモスクを訪れます。そこでイスラム教徒がどのように礼拝をし、何を信仰しているか、どのように生活をしているかを直接見て、学ぼうとやってきます。しかし悲しいことに、時折トルコのメディアを見ていると、トルコでは子供達をモスクへ連れて行った教師が尋問されると聞き、このことを私達は非常に悲しく、残念に思っています。

(中略)

—— İGMG として、夏にトルコに行けない人々に対して、計画している企画は何かありますか？

(Özden) そのことについて、私達組織は教育部局が用意している全ての活動を実施する予定です。夏休みが始まると同時に教育を始められるように、全ての準備を整えました。夏のこの教育は、2つの部門に分けて行います。1つ目は、泊まりこみで一ヶ月間の教育を行います。子供達にとって適した宿泊場所を用意しています。単に教育だけでなく、滞在を楽しむためのあらゆる企画が用意されています。

—— カテゴリーによる区別はありますか？

(Özden) 子供達のバランスを考え、また良質な教育を行うという観点から年齢によって各グループに分けています。すべての年齢層に対して教育プログラムを用意しています。

—— そのことによって、何か制約が起こりえますか？

(Özden) 私達組織が、必要な予防策を用意しています。施設を用意し、必要な法的手続きも行います。平均で 8000 人～1 万人を収容し、教育を行える施設があります。これは毎年実現されていることです。また通学生として 1 万 8000～2 万人に対しての教育も行います。シーズンごとに、週末に教室を開いています。ただ、ここで次のことについて注意を促す必要があります。宿泊の場合も、通学の場合も、授業のみ単独で受けることは出来ません。退屈しないように疲れないように、夏の暑さも考慮されて、子供達はゲームや遠足など楽しい休暇の雰囲気の中で、教育を受けています。私達は、この教室へ子供達を送り出す家族が非常に幸せになったのを見てきました。

以上がインタビューの内容である。

前半はドイツの学校における教育について、後半は İGMG が毎年実施しているサマーキャンプについてのインタビューである。ドイツの学校教育については、教師がキリスト教をについて教える際に教会と協力するように、イスラム教についても民間組織と協力してモスク訪問を行うことは可能であるとしている。ただ、第三章第二節で述べたように、組織の性格は様々であり、どの組織に教育を依頼するかについては問題が発生する場合が考えられる。

第3節 その他の活動

1) ハッジ (大巡礼) とウムラ (小巡礼)

ムスリムが行うハッジ (大巡礼) とウムラ (小巡礼) を支援する活動を行っている。一定費用を支払い、組織にメンバー登録することでこのツアーに参加することが出来る。費用には宿泊費や航空券代、保健、通行料、ガイド費用などが含まれており、すべての手配は主催者である組織側が行う。登録手続きは İGMG 総本部や各地の支部で行うことが出来る。ハッジへの参加希望者が労働者の場合、長期休暇を取らなければならないが、その際、İGMG は職場へ宗教行事への理解を求めたり調整を行ってくれる。

また、夏休みなどの長期休暇を利用して、若者や学生を対象としたウムラ（小巡礼）も実施されている。割引制度なども提示されており、30～40人のグループで参加する場合は、日程を自由に決定できる。

2) 葬儀基金

葬儀基金は葬儀のために資金を一定額積み立てることで、葬儀、トルコへの遺体の搬送、埋葬に到るまで死後の管理を行ってくれる組織である。葬儀基金のメンバーになるためには、以下の5つの事項が要件となる。

1) ムスリムであること。2) ドイツに居住していること（旅行者や難民でなく、一時的就労のためにドイツに居る者は含まれない）。3) İGMG 葬儀基金への登録料を払っていること。4) 61歳以上の者は、少なくとも1年以上İGMG 総本部のメンバーであること。5) 全ての事項に正しく記入した登録用紙と登録料支払いの領収書のコピーをİGMG 葬儀基金に送付すること。

İGMG の調べによると、ドイツに住むムスリムの多くが母国に埋葬されており、ドイツに埋葬されるムスリムは全体の約10～15%だという。ただ、İGMGによると現在はドイツ各州の法律との整合性が問題となっており、母国で埋葬されるムスリムの数は少なくなると予想されている。İGMG 葬儀基金はこの点について、ドイツ各州との調整を行っている。

3) ザカート（喜捨）とフィトレ（寄付）

İGMG は信仰生活の一助として、ザカート（喜捨）とフィトレ（寄付）を集め、貧しい人や資金が必要とされる団体へ公正に配分する活動を行っている。集めた資金は、以下の人々を始めとする、資金が必要な全ての人へ元へ届けられると謳われている。1) 特にヨーロッパ諸国で高等教育を受ける児童や、資金が必要な学生たちへ。2) ヨーロッパに住む子供達の、宗教や文化教育のため「教育支援」を行う組織活動へ。3) 収入が全くない貧民、未亡人、父の居ない子へ。4) 身体的理由により治療ができない貧しい患者へ。5) 資金を必要とする学校、ワクフ、病院へ。6) 地震や洪水などの災害に遭い苦しむ人々へ。7) イスラムやムスリムへ奉仕する団体へ。8) 戦争により迫害され苦しむ人々や難民へ。

4) 社会活動

İGMG 総務部は、İGMG と社会のあらゆる階層との関係改善、İGMG と社会の間の仲介役としての役割を担っている。主な活動内容として法務や相互認識、ドイツ国民への広報を行っている。またİGMG の公式インターネットサイト“www.igmg.de”の中で、機関紙である「İGMG—Perspektive（展望）」という雑誌を毎月掲載している。総務部の管轄下にある法務部は、ムスリムに対する差別を調査し、基本的人権を保護する活動を行っている。

また İGMG は 1993 年から毎年ドイツのボンでシンポジウムを開催している。2007 年は「混乱の概念—概念の混乱—ムスリムの性格と世界の認識」というテーマで行われ、演説と討論が行われた。そこではイスラムをキリスト教徒の目から見ること、外国人認識と社会の恐怖などの主張がなされ、ムスリムの移民社会とホスト国との関係が話し合われた。

第四節 まとめ

以上見てきたように、İGMG の活動は第三世代の子供達への教育から、第一世代の葬儀の支援に到るまで、あらゆる分野に渡り移民の生活を支援している。移民の各世代に対してそれぞれに支援を行っている点も、İGMG が多くの支持者を持つ理由として挙げられるだろう。個々の活動を詳しく見てみると、移民への支援を行うと同時にその活動について、ドイツ社会の理解を求める活動もあわせて行っていることが確認できた。また、インターネット上で活動を紹介する際に、特に若者や子供たちを対象に活動への参加を促していた。このことは İGMG の活動目的として若者のイスラムへの覚醒が掲げられていることが表れている。

終章

本論文ではまず第一章でドイツにおける移民問題の発生と経緯をまとめた。移民の受け入れ開始から 1980 年代までは主にドイツ本国の政策と社会の反応に焦点を当て、1980 年代以降はそれに加え、移民側がドイツ社会からの疎外感と敵意を読み取っていく状況を見ていった。第二章では移民の定住化が進み、次第に移民社会が形成していく過程をまとめ、ドイツ社会との摩擦から移民が次第にトルコ人として、あるいはムスリムとして何らかの組織に属していく背景を探った。第一章、第二章の歴史的過程を踏まえ、具体的に各移民組織の分析を試みたのが第三章と第四章である。主要な移民団体をいくつか取り上げ、それぞれの設立過程と性格を確認した上で、İGMG の活動に焦点を絞り現在の主な活動内容を検討した。その結果、移民の様々な需要に応える広範な活動と同時に、ドイツ社会に対しても理解を求める活動を行っていることを読み取ることが出来た。

移民組織について、その活動が移民のドイツ社会への統合を促しているかそれとも孤立を助長しているかという問いが立てられるが、本論文で分析してきた限りでは両方ともに当てはまると言える。移民社会の中で独自に組織を運営し、民族あるいはイスラムという繋がりにより集団となることは同時にドイツ社会に対して高い壁を作ることになる。しかし一方で、İGMG に見られる移民組織の活動は、言語教育や雇用の場を若者に提供し、ドイツ社会との摩擦から生じるさまざまな問題を解決する手助けをしている。更に移民が組織化することで個人単位よりも格段に発言力を増し、ドイツ社会へイスラム文化への理解を求めたり、融和を促す力となっている。

しかし、本論で取り上げた組織以外にも膨大な数の移民組織が存在することは事実であり、今回はその一部しか取り上げられなかったことは反省点として挙げられる。また、具体的活動内容の把握を目的として İGMG を取り上げたが、実際には移民に最も密着した具体的活動を行っていたのは İGMG の管轄化にある多くの下部組織であることが分かった。よって本論では İGMG が統括して行っている一部の活動を単に紹介するという形になってしまった。今回網羅できなかった多くの移民組織や各活動の事例について、今後も研究を重ねていく必要があると考える。以上が反省点と今後の課題である。

参考文献一覧

足立信彦「ドイツという国の生きにくさーなぜ外国人は“ドイツ人”になれないのか、なりたがらないのか」内藤正典編『もうひとつのヨーロッパー多文化共生の舞台』古今書院、1996年

ルーシェン・ケレシュ、内藤正典訳「トルコからの海外移民ーその政策と諸問題」内藤正典＋一橋大学社会地理学ゼミナール編『ドイツ再統一とトルコ人移民労働者』明石書店、1991年

ディートリヒ・トレンハルト著、宮島喬他訳『新しい移民大陸ヨーロッパー比較の中の西欧諸国・外国人労働者と移民政策』明石書店、1994年

内藤正典＋一橋大学社会地理学ゼミナール『ドイツ再統一とトルコ人移民労働者』明石書店、1991年

内藤正典「東西ドイツ再統一のはざまでー西ドイツのトルコ人移民たちは今」内藤正典＋一橋大学社会地理学ゼミナール編、前掲書所収、1991年

内藤正典『アッラーのヨーロッパ、移民とイスラム復興』東京大学出版社、1996年

内藤正典「トルコ人移民のまなざし」川田順造、岩井克人、鴨武彦、恒川恵市、原洋之助、山内昌之編『開発と民族問題』岩波書店、1998年

内藤正典『ヨーロッパとイスラームー共生は可能か』岩波書店、2004年

野中恵子『ドイツの中のトルコー移民社会の証言ー』柘植書房、1993年

Stefano Allievi, Jorgen S. Nielsen, *Muslim Networks and Transnational Communities in and across Europe*, Brill Leiden Boston, 2003.

Joel S. Fetzer, J. Christopher Soper, *Muslims and the State in Britain, France, and Germany*, Cambridge University Press, 2005.

Ali Gitmez, *Yurtdışında İşçi Göçü ve Geri Dönüşler*, Alanyayıncılık, İstanbul, 1983

Jorgen S. Nielsen, *Muslims in Western Europe*, Edinburgh University Press, 1992.

Robert J. Pauly, Jr. *Islam in Europe: integration or marginalization?* , Aldershot:
Ashgate, 2004.

Diyamet İşleri Türk İslam Birliđi ホームページ İslam Portalı

<http://www.igmg.de/tr/anasayfa.html>

Milli Gazete ホームページ

<http://www.milligazete.com.tr/>